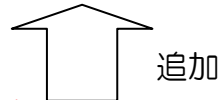


「堺市自転車利用環境計画の柱」

- A●歩行者と自転車が安全に通行できる自転車通行環境の形成（通行環境）
- B●自転車の利用を促進するための駐輪環境と放置自転車の削減（駐輪環境）
- C●自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上と、安全なまちづくりを市民や事業者と協働して推進（安全利用）



D●自転車を環境に優しく、健康に良い乗り物として利用を促進（利用促進）

【理由】

※第1回懇話会における意見を踏まえ、「乗る」「活用する」「利用する」というカテゴリーの検討をおこなった。

1、懇話会での意見

（自転車通勤の促進）（品格のあるサイクリング集団）（サイクリング引率のリーダー育成やアシスタント育成）（自転車観光）（サービスセンターの設置）
（自転車ドッグ）（盗難防止）

2、市で行っている自転車利用に係る事業

- (1)自転車地図づくりや市民の会会員のサイクリングの実施
- (2)自転車地図を活用した市民対象サイクリングの実施
- (3)コミュニティサイクルなど自転車利用の推進とサイクルポートの拡充

3、今後検討が考えられる事業案

- (1)市民の会や自転車博物館と協働した取り組みの実施
- (2)自転車観光ボランティア
- (3)自転車通勤推奨による環境貢献企業認定
- (4)健康増進企業認定
- (5)自転車安全運転宣言企業認定